

#### ④相談体制

##### 区の相談窓口の開設・運営【保健予防課】

- ・新型コロナウイルスに関する相談件数が増加し、区民等の不安軽減、正確な情報発信に努めるため、専用電話を設置

時期	内容
2年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民等からの相談件数が増加し、保健師等が区民等からの相談に対応するための「新型コロナウイルス相談電話」を開設 (のちに「新宿区新型コロナウイルス電話相談センター」に名称変更)</li> </ul>
2年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省からの通知を受けて、新型コロナウイルスに感染した疑いのある方の相談に対応するため、都の「東京都帰国者・接触者電話相談センター」の開設を受けて、区においても「新宿区帰国者・接触者電話相談センター」を開設</li> <li>・平日日中の時間帯は区、それ以外の時間帯は都が相談対応を行い、24時間の電話相談を連携して実施</li> <li>・「東京都帰国者・接触者電話相談センター」にて対応した相談についても、都と区で情報共有</li> </ul>
2年2/14～4/14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都帰国者・接触者電話相談センター」において専任職員が雇用できるまでの間、都内保健所職員が交代で従事する必要があったため、健康部内保健師が夜間電話相談対応業務に従事</li> </ul>
2年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省からの通知を受けて、インフルエンザとの同時流行に備えて、発熱等の症状がある方の相談をワンストップで対応するため、都の「東京都発熱相談センター」の開設に合わせ、区においても「新宿区帰国者・接触者電話相談センター」から「新宿区発熱等電話相談センター」へ名称を変更</li> </ul>

##### 主な相談内容

- ①感染予防
- ②感染者・接触者への対応や帰国者からの相談
- ③受診できる医療機関
- ④PCR検査
- ⑤企業・施設内での感染対策
- ⑥感染者・接触者への対応

## 【各期の1日あたりの最大相談件数】

時期		件数
第1期	2年1月～6月	164件
第2期	2年7月～10月	313件
第3期	2年11月～3年3月	236件
第4期	3年4月～6月	145件
第5期	3年7月～10月	267件
第6期	3年11月～4年5月	432件
第7期	4年6月～9月	400件
第8期	4年10月～5年1月	100件
第9期	5年2月～5/7	26件

## ■ 特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)徴収猶予の特例制度【税務課】

- ・新型コロナウイルスの影響で収入が大幅に減少し、一時的に納付し、又は納入することが困難と認められた納税者・特別徴収義務者を対象に、適用要件を緩和した徴収猶予の特例制度を実施

実施期間	適用件数	適用金額
2年4/30～3年2/1	1,137件	81,827,783円

※適用期間は2年2月1日から3年2月1日まで

## ■ 経済支援等を受ける際に必要な各種証明書交付手数料の免除【行政管理課／税務課／戸籍住民課】

- ・新型コロナウイルスの影響により貸付や融資あっせん等を必要とする区民の経済的負担を軽減するため、経済支援等を受ける際に必要となる各種証明書の交付手数料について、2年4月27日受付分より免除

## 【対象の証明書】

- ①課税（非課税）・納税証明書 ②住民票の写し ③印鑑登録証明書

主な対象事業			
1	商工業緊急資金（特例）	7	店舗等家賃減額助成

2	住居確保給付金	8	生活困窮者自立支援金
3	文化芸術復興支援事業	9	専門家活用支援事業
4	おもてなし店舗支援事業補助金	10	各種保険料の減免
5	福祉資金緊急小口資金（特例貸付）	11	都感染拡大防止協力金
6	持続化給付金	12	学生支援緊急給付金 等

※順次対象事業を拡充し 30 以上の手続きを対象に実施

### 保険料の減免(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険)【医療保険年金課／介護保険課／高齢者医療担当課】

- 厚生労働省から各保険料の減免に対する財政支援についての事務連絡が示されたことを受けて、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯の方等を対象に、保険料の減額・免除を実施

時期	内容
2年4月8日、4月9日	・厚生労働省から各保険料の減免に対する財政支援についての事務連絡
2年6月22日	・区保険料減免担当（ワンストップ窓口）の設置 ・広報新宿、区ホームページ、区SNS、町会掲示板を通じて区内に周知
2年度、3年度、4年度	・新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯の方等を対象に、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免を実施 (後期高齢者医療保険料は都後期高齢者医療広域連合の所掌事務として実施)
3年度、4年度	・厚生労働省からの事務連絡を受けて、6月より減免を実施
5年3月14日	・厚生労働省から4年度相当分の保険料まで財政支援を終了する旨の事務連絡が示されたことを受けて終了

### 【電話相談及び窓口相談状況】

年度	電話相談	窓口相談	計
2年度	9,399 件	4,696 件	14,095 件
3年度	5,950 件	3,861 件	9,811 件
4年度	3,925 件	2,290 件	6,215 件

### 【申請状況等】

		国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料	計
2 年 度	申請者数	4,985 件	361 件	1,437 件	6,783 件
	承認決定数	4,370 件	278 件	1,231 件	5,879 件
	減免額	751,088,947 円	22,582,100 円	77,311,199 円	850,982,246 円
3 年 度	申請者数	2,248 件	200 件	754 件	3,202 件
	承認決定数	1,920 件	149 件	620 件	2,689 件
	減免額	302,805,005 円	11,413,100 円	38,325,261 円	352,543,366 円
4 年 度	申請者数	1,137 件	136 件	398 件	1,671 件
	承認決定数	955 件	96 件	311 件	1,362 件
	減免額	155,493,877 円	8,084,700 円	19,745,919 円	183,324,496 円

### 国保加入の手続きの郵送受付実施【医療保険年金課】

- ・国保加入の手続きは原則窓口でのみ受付をしていたが、感染拡大防止のため2年4月から郵送受付開始

### 国保短期証一斉更新の窓口交付から郵送対応に切替【医療保険年金課】

- ・国保短期証は窓口交付を原則としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、短期証対象者について簡易書留による郵送対応を実施（3年9月更新分、4年3月更新分）

### 後期短期証交付事務の中止【高齢者医療担当課】

- ・短期証は、有効期限が短い被保険者証を窓口交付することにより、滞納者と接触する機会を増やして自主納付に繋げることを目的とするもので、2年ごとの被保険者証一斉更新時に合わせて、5月から7月にかけて実施していたが、2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、感染拡大防止のため不要不急の外出自粛が求められる状況を鑑み、2年度の短期証交付事務を中止し、滞納者であっても通常の被保険者証を郵送にて交付

### 区立住宅使用料の減免・支払期限延長【住宅課】

- ・国土交通省からの通知を受けて、やむを得ず家賃を払えない状況にある者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルスの影響により、収入が著しく減少し、使用料等の支払いが困難に

なった区立住宅の入居者を対象に、使用料の減免（概ね 10%～50%の減額）及び支払期限の延長（最大 6か月）を実施

#### 【減免の実績】

実施期間	年度	減免世帯数	減免額
2年4/15～ 5年4/28	2年度	65世帯	8,638,400円
	3年度	23世帯	7,298,700円
	4年度	4世帯	1,288,200円
合計		92世帯	17,225,300円

※支払期限延長の実績：なし

#### 沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用【土木管理課】

- ・国土交通省からの通知を受けて、新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、2年7月1日から5年3月31日まで沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可を実施し、5年4月1日からは地域活性化を目的として実施（実績1件）

#### 定期利用駐輪場の使用料・手数料の返金【交通対策課】

- ・緊急事態宣言発令に伴う自粛期間中（2年4/7～6/30）において、「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」に基づき、自転車等駐輪場・路上自転車等駐輪場・自転車等整理区画の定期利用の使用料及び手数料の返金を実施

時期	対象	実績
2年4/7～6/30	5,136件	569件

#### 食品等事業者の営業許可への対応【衛生課】

- ・緊急事態宣言後の「東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例」の施行により、「食品製造業等取締条例」に基づく食品等事業者（2年4月7日から9月30日までに営業許可期間が満了となる弁当等人力販売業及び製造業等を営む者 78施設）に対する2年9月30日までの営業許可期間の一一律延長及び、「食品衛生法」に基づく飲食店営業等（2年4月～8月更新許可 946施設）の営業許可満了日以後の申請に対する更新許可の特例（2年9月までに申請）を適用